

令和2年 5月28日 公表
令和2年 7月 1日 改訂
令和2年 8月24日 改訂
令和2年11月 2日 改訂
令和2年11月30日 改訂

長町小学校 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

基本的な考え

- ◎日常生活において、3つの条件(換気の悪い密閉空間・多くの人の密集・近距離での会話や発声)が同時に重なる場면을徹底的に回避する対策を取ります。
- ◎可能な限りにおいて一つ一つの条件(換気の悪い密閉空間, 多くの人の密集, 近距離での会話や発声)が発生しないように配慮します。

職員に関して

- ①職員もマスクを着用します。
- ②登庁時や外出からの帰庁時, 飲食前などには, 水道水と石けんによる手洗いやアルコールによる消毒をこまめに行います。
- ③自宅で体温を測定してから出勤します。(職員用検温チェックカードを活用します。)
- ④発熱, かぜの症状, 強いだるさや息苦しさがある場合は出勤前に校長に連絡します。37.5℃以上の発熱がある場合は, 出勤しません。

児童に関して

- ①自宅で体温を測定してから登校します。(体温チェックカードを活用します。)
- ②発熱やかぜの症状, 強いだるさや息苦しさがある場合などは無理に登校せず, 外出を控えます。
(上記の症状が見られる場合の欠席に関しては「出席停止」扱いとします。)
- ③家族に発熱やかぜの症状がある場合でも, 現段階においては, 児童本人に同様の症状が見られなければ登校することができます。ただし, 家族が新型コロナウイルスに感染した場合や, 濃厚接触者となった場合は, 児童本人に同様の症状がみられなくとも出席停止となります。
- ④校門, 昇降口での密を避けるために, 登校時刻が早くなりすぎないようにします。
(昇降口を開ける目安は午前8時とします。)
- ⑤登校途中や校門, 昇降口等でも子供同士の距離をしっかりととり, くっつかないようにします。
- ⑥マスクを着用し, 清潔なハンカチとティッシュを毎日携行します。
- ⑦活動や移動前後の手洗い, うがいを徹底します。

マスクの着用に関して

- ①基本的に, 身体的距離が十分に取れない場合には着用させます。
- ②気温・湿度や「暑さ指数」が高い日には, 熱中症などのリスクがあるためマスクを外させるなど, 児童の命を優先した対応をすることがあります。
- ③体育の授業については, 十分に呼吸ができないリスクや熱中症のリスクがあることから, マスクの着用は必要ないこととしています。

【児童の日常】

〔手洗い〕

①石けんによる手洗いや、ハンカチによる手拭きを徹底させます。

※登校後、トイレの後、給食の前後、清掃の後、体育の後、外から学校へ入るとき、咳やくしゃみをした
り鼻をかんだりした後、共有の物を使用したり触れたりした後には必ず行わせるようにします。

②ハンカチは毎日清潔なものを用意すること、ハンカチやマスクは忘れたときも対応ができるよう
にランドセルの中に予備を常備しておくことなどについて、おたより等でお知らせします。）

③混雑させない配慮をします。（手洗い場所のスペース、蛇口の数を考慮して対応します。）

→休み時間は早めに教室に戻る指示をします。手洗いの時間を確保します。授業開始は遅らせな
いようにします。

④手洗い中もおしゃべりをしない指導を行います。（学年・学級で）

〔換気〕

①常時、教室の対角線上にそれぞれ1つ以上窓を開けて換気を行います。

- ・学習室、音楽室、家庭科室、理科室、図工室、パソコン室、多目的室、図書室も同様にします。
- ・常に開ける窓の幅を示すテープを貼ります。
- ・業間、昼休みは「換気タイム」を設定し、窓を全開にした換気を行います。

②悪天候・風が強い日は、状況に合わせて常に開ける幅を調整します。しかし、休み時間の換気は
確実にを行うこととします。

③体育館使用時は常時換気します。

④冷房・暖房使用時でも、常時換気及び休み時間の換気を行います。

〔学習〕

①学習の際もマスクをさせます。

※運動時のマスク着用による身体へのリスク（十分な呼吸ができない、熱中症等）を考慮して、体
育の授業におけるマスクの着用は必要としませんが、下記のことには留意し対策を講じます。

(1) 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、子供同士の距離を
確保するとともに、おしゃべりをしないように指導します。また、ランニングなどで同じ方
向に動く場合は更に長い距離を確保します。

(2) 軽度な運動を行う場合や児童がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を可能としま
す。担任は、マスク着用の児童の様子を適宜確認し、状態を把握します。

(3) 見学をする児童には、マスクを着用させます。また、見学の子供同士の距離をとらせませ
す。

(4) 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用します。

②机と机の間隔は前後左右とも広くします。（隣同士を離し、教室いっぱいに広がる間隔で。）

③当分の間、子供同士が対面する学習は行いません。対面する会話をさせません。グループでの学
習は行わせません。

※理科室、家庭科室、図書室、図工室での学習に注意します。できるだけ教室で行い、どうして
も必要な実験・観察、実習については、十分な感染防止対策をした上で行います。

※「主体的・対話的で深い学び」「学び合い」については、制約の中でもできることを模索します。

④体育では、体の接触するような学習は指導する時期を変更します。

- ・集合、整列する場面を可能な限り少なくします。
- ・なるべく一人で運動させます。多くの児童が集まるような運動はさせません。

- ・少ない人数で運動させるときは、子供同士の距離を長くとって行かせます。
 - ・走る運動，個人で行う体ほぐし運動，体づくり運動，表現等…○，おにごっこ…×
 - ・友達との用具の使い回しはさせません。→なわとび，一輪車など
 - ・担任の管理のもと，遊具・器具を使った学習を段階的に行っていきます。また，遊具・器具を使用する前後で，手洗い，うがいを徹底させます。
 - ・運動前後の手洗い，うがいを徹底させます。特に用具，器具を使用した後は念入りに行かせます。
- ⑤音楽では，~~歌う学習，リコーダーや鍵盤ハーモニカのような息を強く吐く学習は指導する時期を変更します。(鑑賞・リズム音楽作り等…○)~~
- ⑤音楽では，以下のことに十分留意し，歌唱や器楽の指導を行っていきます。
- ・授業中の換気を徹底します。
 - ・座席や活動方法を，適宜工夫して指導に当たります。
 - 広い場所の活用(音楽室・多目的室)
 - 演奏や歌唱の際の方向(向かい合わないよう)
 - 円になり外向きになって座る，窓側を向いて座る
 - 教科書などを顔の前に保持して歌う
 - 少人数で，短時間で
 - ・歌唱指導の際は，マスクを着用させます。
 - ・鍵盤ハーモニカ，リコーダーについては授業中のみ使用できることとし，使用後には，ハンカチ，タオル，ティッシュ等で手入れをさせます。また，使用前後の手洗いとうがいを徹底させます。
 - ・学級のオルガンについては，教師と伴奏を担当する児童のみが使用できることとします。
- ⑥友達との物の貸し借りはさせません。(文房具など)
- ⑦図書館利用は貸し借りのみとし，読書は教室で行います。原則として，貸し借りは各学年・学級の割り当ての時間とします。
- ⑧パソコン，タブレットについては使用させませんが，使用前後の手洗いを徹底させます。
- ※共用の教材，教具等は当分の間，使用させないのが望ましいです。使用させる場合は，使用後に手洗いを徹底することを前提とし，使用後に消毒をします。
- ⑨学年集会等，児童が多く集まる合同の授業は極力行いません。(どうしても必要な場合は，校庭や体育館など，子供同士の間隔を十分にとれる場所で行います。)

〔休み時間〕

- ①休み時間の過ごし方については，以下の点を十分に指導し，徹底させます。
- ・密集，密接の状況を作らないで使用する。
 - (教員は，密集・密接の状況にならないよう見守り，適宜声掛けを行います。)
 - ・体の接触するような遊びは禁止とすること。
 - ・業間休みや昼休みの後は，念入りに手を洗い・うがいをすること。
 - (混雑させない配慮，おしゃべりをしない指導を行います。)
 - ・体調が良くない場合は，無理をしないこと。
 - ・当分の間，ボール，オルガンを使った遊びについては行わないこと。
- ②校庭へ遊びに出ることは可能ですが，教室に戻る際には，必ず手洗い，うがいをさせます。また，遊具等を使用して遊ぶ場合は，使用前の手洗い，うがいも徹底させます。
- ③休み時間の図書室は，当分の間，臨時割り当てを基に利用させます。また，授業時間と同様に，当分の間は貸し借りのみとし，読書は教室で行かせます。

- ・入室の前後に必ず手洗いをさせます。
- ・入り口と出口を分け、密集・密接を避けます。
- ・貸し借りの手続きをする際の並ぶ目安(180cm 間隔)に目印を付けます。

- ④当分の間、6年生による1年生のお世話は行わないこととします。
- ⑤当分の間、特別支援学級の交流活動は実施しないこととします。
- ⑥教員の目が届かない場所・場面について、児童の感染防止に対する意識が高まる指導を大切にしていけます。

〔給食〕

- ①給食準備前と下膳後の手洗いを徹底させます。混雑させない配慮、おしゃべりをしない指導をします。
- ②給食当番の衛生チェックは、必ず担任が行います。(チェックシートに記入します。)
- ③配膳の際、トレイや牛乳、ご飯、パンなどについては、触れる人数や回数をできる限り減らすために給食当番から受け取るのではなく、各自が取るようにさせます。
- ④配膳台は教室の後方に置き、配膳の終わった児童の給食の前を通らないようにさせます。また、配膳台の前に並ぶ人数を最小限にし、それ以外の児童については、基本的に着席している状態とします。
- ⑤机は全員前向きで、給食中は話をしないで食べさせます。担任が児童に声掛けをするときは、必ずマスクを着用します。
- ⑥食べる直前までマスクを着用させます。また、食べ終わったらマスクを着用させます。
- ⑦一度配膳された分は戻さないこととします。(少なく分けて、余ったら足していくなどの工夫をします。)
- ⑧おかわりがある場合は、児童ではなく、担任が分けます。
- ⑨牛乳パックをグループでまとめることはしません。
- ⑩下膳時の給食室前の混雑(密接な状況)を回避するため、当分の間、時間差で下膳させます。
 - ・第1グループ 4年(C・D階段)・6年(A・B階段)
 - ・第2グループ 3年(西から1階通行)・5年(B・C階段)
 - ・第3グループ 1年(1階通行・コンテナ)・2年(A階段)
 ※担任は必ず同行し、密を避けるように指示します。

〔清掃〕

- ①当分の間、児童による清掃は教室のみとします。
 - ※廊下や階段、特別教室、トイレ等については、職員及びスクールサポートスタッフが行います。
- ②清掃は放課後に行います。清掃を担当しない児童に関しては速やかに下校させ、密集を避けさせます。
- ③清掃に掛ける時間はできるだけ短縮し、速やかに下校させます。
- ④清掃中はおしゃべりはしないように指導します。
- ⑤清掃後の手洗いを徹底させます。混雑させない配慮、おしゃべりをしない指導を行います。
- ⑥ごみ捨ては担任が行い、できるだけごみをためないようにします。

〔下校・放課後〕

- ①放課後は密集・密接になる状況避けるため、教室には残らないようにさせます。
- ②できるだけ人と距離をとって歩くように指導します。その際、幅の狭い道や歩道もあるので、横に広がらずに前後でしっかり間隔をとるように指導します。(車道側に広がらないように)
- ③下校時もマスクを着用させます。

④放課後に校庭を利用する場合は、マスクの着用，利用前後のうがい・手洗いを徹底させます。

⑤校庭の利用については，下校時刻までとします。

(2月～10月：午後4時30分，11月～1月：午後4時)

〔職員作業〕

①児童が下校後，消毒作業を行います。

・教室入口の扉，電源等のスイッチ，水飲み場の蛇口，石けんのポンプ，階段手すり，トイレのドアノブなど児童が触る部分，給食の配膳台

②廊下，階段等の床については，定期的に清掃します。

③トイレの床の掃き掃除は毎日行い，便器掃除については，週に2～3回汚れ落としの清掃を行います。

※令和2年7月から，職員作業はスクールサポートスタッフの方々の協力を得て行なっています。